

## 平成30年度 第6回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：平成30年9月10日（月）午後3時

2. 場 所：阿見町役場 3階 305会議室

3. 出席委員：農業委員 9名 農地利用最適化推進委員 8名

1番 藤 平 清 子 君 1番 渡 邊 通 君

2番 浅 野 敬 司 君 2番 大 塚 康 夫 君

3番 長 沼 一 美 君

4番 小見川 清 君

5番 柳 生 利 幸 君 5番 横 田 親 雄 君

6番 吉 田 修 夫 君 6番 栗 山 繁 君

7番 小 泉 治 久 君 7番 野 口 裕 司 君

8番 横 張 清 彦 君

9番 青 山 和 泉 君 9番 中 山 進 君

10番 山 崎 久 司 君 10番 柳 生 均 君

4. 欠席委員： 農業委員 3番 吉田和嗣 君  
農地利用最適化推進委員 4番 齊藤正義 君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第2号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

議案第4号 農地改良協議に対する決定について

報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 高橋 範夫 君

農業委員会事務局 関山 学 君

7. 会議の概要

午後3時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議 長： 本日の出席委員は17名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、8番横張清彦委員・9番青山和泉委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

＜議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について＞

議 長： 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

整理番号1番、申請日8月23日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積5aです。転用理由は、現在、借家に住んでいますが、家族が増えて手狭になったので、実家の近くで、自己用住宅を建築するためです。転用計画は、自己用住宅です。工事期間は平成30年10月20日から平成31年3月20日までです。契約内容は所有権移転（贈与）です。

整理番号2番、申請日8月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積2aです。転用理由は、結婚により、現在の住居が手狭になったため、自己用住宅を建築するためです。転用計画は、自己用住宅です。工事期間は平成30年10月15日から平成31年2月15日までです。契約内容は使用貸借権（永年）です。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番・2番を8番横張清彦委員お願いいたします。

8番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、現在、管理休耕中の農地でありました。隣地境界についても確認がとれていることや、周辺農地への影響を懸念することがないため、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、現在、管理休耕中の農地でありました。隣地境界についても確認がとれていることや、周辺農地への影響を懸念することがないため、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

＜議案第2号 現況確認証明の発行について（非農地証明）＞

議 長： 続いて、議案第2号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第2号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

整理番号1番、申請日8月24日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、5筆、面積合計は3a、用途は登記申請（地目変更）の為で、現況写真（非農地）国土地理院平成9年10月16日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を4番小見川清委員お願いいたします。

4番： 整理番号1番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。申請地の固定資産税は宅地課税であります。現地は公衆用道路部分と宅地部分として、20年以上利用してきたため農地にもどせる状態ではありませんでした。また、平成9年の航空写真からも、道路部分と宅地部分がみられることから、今回の非農地

議 長： 証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。  
これで調査員の報告は終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」との声あり）  
質疑なしと認めます。  
これより議案第2号 現況確認証明の発行について採決をいたします。  
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。  
（全員挙手）  
賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

**<議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>**

議 長： 続いて、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。  
整理番号6番から8番が農業委員8番横張清彦委員に関連しますので、退室をお願いします。

事務局： 事務局説明をお願いします。  
議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について  
整理番号1番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、5筆、面積合計が30a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、10年の新規設定です。  
整理番号2番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、6筆、面積合計が70a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、10年の新規設定です。  
整理番号3番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、4筆、面積合計が20a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、5年の新規設定です。  
整理番号4番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、3筆、面積合計が29a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、10年の新規設定です。  
整理番号5番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が5a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、10年の新規設定です。  
整理番号6番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、2筆、面積が46a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。  
整理番号7番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が107a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、5年の再設定です。  
整理番号8番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が110a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、5年の新規設定です。  
整理番号9番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が14a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、10年の再設定です。

議 長： 説明は以上です。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」との声あり）  
質疑なしと認めます。  
これより議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。  
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。  
（全員挙手）  
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。  
（農業委員8番横張清彦委員入室）

**<議案第4号 農地改良協議に対する決定について>**

議 長： 続いて、議案第4号 農地改良協議に対する決定についてを議題と致します。  
事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第4号 農地改良協議に対する決定について  
整理番号1番、申請日8月27日、申請地は阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積  
68aのうち7aです。改良の内容は湿畑解消です。盛土30cm、137㎡、転用前に農  
地であった土地から、同等以上の土を使用、残土適用外証明は完了済みです。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を6番吉田修  
夫委員お願いいたします。

6番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりでありま  
す。申請地は、現在、低い農地で大雨など降ると利用困難な畑となっておりました。  
申請地の埋め立てについては、現地調査の結果、同等以上の土と思われます。よって、  
本申請については、妥当であると判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいた  
します。

議長： これで調査員の報告は終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番： 改良するための土は、十分あるのでしょうか。

事務局： 十分ありました。転用前に農地であった土地（現在は雑種地）を深く掘り下げて  
もってきたようです。

9番： 改良事業期間に、現地を確認したほうが良いのではないのでしょうか。

推3番： 現地確認以外の時間に、悪い土をいれたりする可能性もあるかもしれません。

会長： 土をもってきた土地が、農地であれば、違反となります。その土地の登記簿謄本、  
土の発生元証明の提出が必要であると思います。

事務局： 土地の登記簿謄本・土の発生元証明の確認、改良事業期間の確認を行いたいと思  
います。

議長： 他、質疑ありませんか。  
（「質疑なし」との声あり）  
質疑なしと認めます。  
これより議案第4号 農地改良協議に対する決定について採決をいたします。  
本案について、今回は条件つきで賛成の農業委員は挙手をお願いします。  
（全員挙手）  
賛成多数と認めます。よって本案は農地改良協議に同意することに決定いたします。

#### <報告事項>

議長： これより報告事項に入ります。事務局お願いします。

事務局： 報告事項  
1、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について  
2、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

事務局処理規定第6条に基づき専決処分したので次のとおり報告する。  
平成30年9月10日 阿見町農業委員会 事務局長 吉田 恭久

事務局： 報告第1号農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定に  
ついて、案件は5件です。  
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務  
局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第1号については以上です。  
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。  
特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第2号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は6件です。  
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第2号については以上です。  
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。  
特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。

<その他>

議長： 以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

事務局： その他（事務連絡）

①活動報告

○ 8月28日（火）稲敷郡協議会事務局長会議

②今後の予定

○10月 2日（火）から3日（水）麦種子の配布

○10月 7日（日）町民運動会

○10月10日（火）ソフト練習 午後3時から5時 若栗Cグラウンド

○10月13日（土）郡協ソフト大会〔牛久市〕集合：7時30分 役場

○10月19日（金）さわやかフェア準備〔里芋掘り〕集合：9時 圃場

○10月20日（土）さわやかフェア準備〔君原公民館〕集合：8時30分

○10月21日（日）さわやかフェア 集合：8時 さわやかセンター

○10月24日（水）サンクラブによるサツマイモ掘り

③現地調査及び総会の予定

○10月現地調査 10月 9日（火）当番農委 1番委員藤平清子委員  
当番農委 2番委員浅野敬司委員

○10月定例総会 10月10日（水）午後1時30分から

議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後 4時00分 閉会

議長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ 印